

2023 年 5 月 30 日

各 位

会社名 株式会社 伊藤園
代表者名 代表取締役社長 本庄 大介
(コード番号2593 東証プライム)
問合せ先 取締役管理本部長 平田 篤
電話番号 03-5371-7197

監査等委員会設置会社への移行、役員の変動及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催いたしました取締役会において、2023年7月26日に開催予定の第58回定時株主総会で承認可決されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社移行後の役員の変動及び定款の一部変更について、同株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値のさらなる向上を目的として、取締役会の監督機能強化とコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るとともに、重要な業務執行の決定を業務執行取締役委任できる体制とすることで、より迅速な意思決定と機動的な業務執行が行えるよう、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

(2) 移行の時期

2023年7月26日開催予定の第58回定時株主総会において、移行に必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 役員の変動について

今般の監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきまして、下記のとおり内定いたしました。なお、本件につきましては、第58回定時株主総会において正式に決定される予定です。

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者

代表取締役会長		本庄 八郎	(現 代表取締役会長)
代表取締役社長	執行役員	本庄 大介	(現 代表取締役社長 執行役員)
代表取締役副社長	執行役員	本庄 周介	(現 代表取締役副社長 執行役員)
取締役副会長	執行役員	渡辺 實	(現 取締役副会長 執行役員)

取締役	専務執行役員	中野 悦久	(現 取締役 専務執行役員)
取締役	専務執行役員	神谷 茂	(現 取締役 専務執行役員)
取締役	執行役員	Yosuke Jay Oceanbright Honjo	(現 取締役)
取締役	専務執行役員	平田 篤	(現 取締役 専務執行役員)
社外取締役		高野 秀夫	(現 社外取締役)
社外取締役		阿部 啓子	(現 社外取締役)

(2) 監査等委員である取締役の候補者

取締役	近藤 清	(現 顧問) ※
社外取締役	臼井 祐一	(現 社外取締役)
社外取締役	田中 豊	(現 社外取締役)
社外取締役	横倉 仁	(現 社外監査役)

※【新任取締役候補者略歴】

近藤 清 (こんどう きよし) 1962年2月10日生

1989年8月 当社入社
1999年5月 当社南東京地区営業部長
2002年5月 当社第3販売促進部長
2009年5月 当社自販機部長
2012年5月 当社内部監査室長
2014年5月 当社地域営業管理本部長
2019年5月 当社営業統括管理本部長
2020年5月 当社執行役員
2022年5月 当社顧問 (現任)

(3) 退任予定の取締役及び監査役

中込 修二	(現 監査役)
田口 守一	(現 社外取締役)
高澤 嘉昭	(現 社外監査役)
宮嶋 孝	(現 社外監査役)

2023年7月26日開催予定の第58回定時株主総会終結の時をもって、退任を予定しております。

3. 執行役員人事について

(1) 新任執行役員の就任 (2023年6月1日付)

取締役 執行役員 米国事業担当 Yosuke Jay Oceanbright Honjo (現 取締役)

4. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

- ① 上記1. に記載のとおり、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、取締役の員数の変更等を行うものです。
- ② 迅速な意思決定と機動的な業務執行が行えるよう、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものです（変更案第33条）。
- ③ 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう規定を新設し（変更案第48条）、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第6条（自己の株式の取得）を削除するものです。
- ④ その他、条数の変更、条文の加除、文言の整理、字句の修正等、所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款一部変更のための株主総会開催日	2023年7月26日（予定）
定款一部変更の効力発生日	2023年7月26日（予定）

以上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
第 2 条 (目 的) 当社は、次の <u>業務</u> を営むことを目的とする。	第 2 条 (目 的) 当社は、次の <u>事業</u> を営むことを目的とする。
(1) ～ (22) (条文省略)	(1) ～ (22) (現行どおり)
第 3 条～第 4 条 (条文省略)	第 3 条～第 4 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
<u>第 6 条 (自己の株式の取得)</u>	(削 除)
<u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議により市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	
第 7 条～第 10 条 (条文省略)	第 6 条～第 9 条 (現行どおり)
第 11 条 (単元未満株主の権利)	第 10 条 (単元未満株主の権利)
(条文省略)	(現行どおり)
(1) ～ (3) (条文省略)	(1) ～ (3) (現行どおり)
(4) 第 9 条に定める請求をする権利	(4) 第 8 条に定める請求をする権利
第 12 条 (条文省略)	第 11 条 (現行どおり)
第 3 章 優先株式	第 3 章 優先株式
第 13 条～第 15 条 (条文省略)	第 12 条～第 14 条 (現行どおり)
第 16 条 (種類株主総会の決議)	第 15 条 (種類株主総会の決議)
(条文省略)	(現行どおり)
2. 第 12 条第 1 項の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議の	2. 第 11 条第 1 項の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議の

現行定款	変更案
<p>ほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会に準用する。</p> <p>3. <u>第20条</u>、<u>第21条</u>及び<u>第23条</u>の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>4. <u>第22条</u>第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>第17条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 株主総会</p> <p>第19条 (招集)</p> <p>当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、<u>必要がある場合に随時、それぞれ法令に別段の定める場合を除き会長又は社長がこれを招集する。</u></p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>第21条 (議長)</p> <p>株主総会の<u>議長</u>は、会長又は社長がこれにあたる。</p> <p>2. 会長及び社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第22条 (決議方法)</p> <p>株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもつ</p>	<p>ほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会に準用する。</p> <p>3. <u>第19条</u>、<u>第20条</u>及び<u>第22条</u>の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>4. <u>第21条</u>第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>第16条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 株主総会</p> <p>第18条 (招集)</p> <p>当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、<u>必要があるときに随時これを招集する。</u></p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>第20条 (招集権者及び議長)</p> <p>株主総会は、<u>取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第21条 (決議の方法)</p> <p>株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使<u>することができる</u>株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使<u>することができる</u>株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2</p>

現 行 定 款	変 更 案
て行う。	以上をもって行う。
<p>第 <u>23</u> 条（議決権の代理行使）</p> <p>株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使できる。</p> <p>2. 株主又は代理人は、株主総会<u>毎</u>に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>第 <u>22</u> 条（議決権の代理行使）</p> <p>株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使<u>することができる</u>。</p> <p>2. 株主又は代理人は、株主総会<u>ごと</u>に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第 <u>24</u> 条 （条文省略）</p> <p>第 5 章 取締役及び取締役会</p>	<p>第 <u>23</u> 条 （現行どおり）</p> <p>第 5 章 取締役及び取締役会</p>
<p>第 <u>25</u> 条 （条文省略）</p>	<p>第 <u>24</u> 条 （現行どおり）</p>
<p>第 <u>26</u> 条（員 数）</p> <p>当会社の取締役は <u>20名以内</u>とする。</p> <p>（新 設）</p>	<p>第 <u>25</u> 条（員 数）</p> <p>当会社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、<u>11名以内</u>とする。</p> <p>2. <u>当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>
<p>第 <u>27</u> 条（選任方法）</p> <p><u>当会社の</u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. <u>前項の</u>選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>出席した当該株主の</u>議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. <u>取締役選任の</u>決議は累積投票によらない。</p>	<p>第 <u>26</u> 条（選任方法）</p> <p>取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. <u>取締役の</u>選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>その</u>議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. <u>取締役の</u>選任決議は、<u>累積投票</u>によらない。</p>
<p>第 <u>28</u> 条（任 期）</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第 <u>27</u> 条（任 期）</p> <p>取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとす</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 29 条 (代表取締役) <u>当社は、取締役会の決議により、代表取締役若干名を定める。</u></p> <p>第 30 条 (役付取締役) <u>当社は、取締役会の決議により会長、社長、各 1 名、副会長、副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を置くことができる。</u></p> <p>第 31 条 (報酬等) <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 32 条 (招集及び議長) <u>取締役会の招集は、会長又は社長がおこない各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役会の議長は、会長又は社長がこ</u></p>	<p>る。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 28 条 (代表取締役) <u>取締役会は、その決議によって取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役若干名を選定する。</u></p> <p>第 29 条 (役付取締役) <u>取締役会は、その決議によって取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第 30 条 (報酬等) <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 31 条 (取締役会の招集権者及び議長) <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役会長及び取締役社長に事故が</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>れにあたる。ただし、会長及び社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が<u>取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p><u>第 32 条 (取締役会の招集通知)</u></p> <p><u>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(削 除)</p>
<p><u>第 33 条 (取締役会)</u></p> <p><u>取締役会は、法令に定めるもののほか、重要な業務執行を決定する。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>第 33 条 (重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p><u>第 34 条 (取締役会の決議方法等)</u></p> <p>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>2. 会社法第 370 条の規定により、取締役の全員が取締役会決議事項について、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p><u>第 34 条 (取締役会の決議方法)</u></p> <p>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、<u>その過半数をもって行う。</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>第 35 条 (取締役会の決議の省略)</u></p> <p><u>当社は、会社法第 370 条の要件</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができるものとする。</u></p>	
<p><u>2. 監査役会の議長は、招集者がこれにあたる。</u></p>	
<p><u>第 44 条（監査役会規程）</u></p>	(削 除)
<p><u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	
<p><u>第 45 条（監査役の責任軽減等）</u></p>	(削 除)
<p><u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>	
<p><u>2. 当社は、監査役との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 6 章 監査等委員会</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 38 条（監査等委員会の設置）</u> <u>当社は、監査等委員会を置く。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 39 条（常勤の監査等委員）</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 40 条（監査等委員会の招集通知）</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 7 章 会計監査人</p> <p>第 46 条～第 48 条 (条文省略)</p> <p>第 49 条 (報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 8 章 計 算</p> <p>第 50 条 (事業年度) 当会社の事業年度は、毎年 5 月 1 日 から翌年 4 月 3 0 日迄とする。</p> <p>第 51 条 (剰余金の配当) <u>当会社は、株主総会の決議によって、 毎事業年度末日の最終の株主名簿に記 録された株主又は登録株式質権者に剰 余金の配当 (以下「期末配当金」とい う。)を行う。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第 41 条 (監査等委員会の決議方法) <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>第 42 条 (監査等委員会規程) <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第 7 章 会計監査人</p> <p>第 43 条～第 45 条 (現行どおり)</p> <p>第 46 条 (報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 8 章 計 算</p> <p>第 47 条 (事業年度) 当会社の事業年度は、毎年 5 月 1 日 から翌年 4 月 3 0 日<u>まで</u>とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>第 48 条 (剰余金の配当等の決定機関)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第 52 条（中間配当）</u></p> <p><u>当社は、取締役会の決議によって、毎年 10 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p><u>第 53 条（期末配当金等の除斥期間）</u></p> <p><u>期末配当金又は中間配当金が、支払い開始の日から満 3 年を経過しても、なお受領がないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p><u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p><u>第 49 条（剰余金の配当の基準日）</u></p> <p><u>当社の期末配当の基準日は、毎年 4 月 30 日とする。</u></p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。</u></p> <p>3. <u>前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p><u>第 50 条（配当金の除斥期間）</u></p> <p><u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第 1 条（監査役の実任免除に関する経過措置）</u></p> <p><u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 58 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>